

前橋市地域生活支援拠点事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者等の重度化・高齢化や「親なき後」に備え、障害者等の地域生活を推進することを目的とした前橋市地域生活支援拠点事業(以下、「拠点事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域生活支援拠点の定義)

第2条 この要綱において、「地域生活支援拠点」とは、「地域生活支援拠点等の整備促進について」(平成29年7月7日障障発第0707第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において示された「地域生活支援拠点等」のうち、居住支援のための機能を備えた複数の事業所・機関による面的な体制をいう。

2 地域生活支援拠点は、次の各号に掲げる機能を備えるものとする。

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、緊急時に必要なサービスのコーディネート等を行う機能

(2) 緊急時の受け入れ・対応

介護者の急病や障害者の状態変化等による緊急時の受け入れ対応を行う機能

(3) 体験の機会・場

障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能

(4) 専門的人材の確保・養成

専門的な対応を行うことができる体制確保や人材養成を行う機能

(5) 地域の体制づくり

地域の社会資源の連携体制構築等を行う機能

3 前項1号の機能を備える者のうち、前橋市相談支援事業を受託する指定相談支援事業所にコーディネーターを配置する。

4 前橋市地域生活支援拠点の名称は「安心ネットまえばし」とする。

(拠点事業の定義)

第3条 この要綱において、「拠点事業」とは前条第2項第1号及び第2号に規定する機能を実施する事業をいう。

(実施主体)

第4条 地域生活支援拠点の実施主体は前橋市とする。ただし、第2条第2項各号の機能については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下、「法」という。)第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者、法第51条の14の第1項に規定する指

定一般相談支援事業者、法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、前橋市日中一時支援事業（サービスステーション事業）実施要綱（以下、「サービスステーション実施要綱」という。）第5条に規定するサービスステーション（以下「事業者」という。）と連携して実施し、機能の全部又は一部を適切な事業運営ができると認められる事業者に委託することができる。

（地域生活支援拠点事業所の登録等）

第5条 第2条第2項各号に掲げる機能を担おうとする事業者は、運営規程（当該事業者が地域生活支援拠点の機能を担う事業者であることを規定していること。）の写しを添えて、地域生活支援拠点事業所登録申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、登録の可否を決定し、地域生活支援拠点事業所登録（不登録）決定通知書（様式第2号）により、申請者へ通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により地域生活支援拠点事業所（以下「拠点事業所」という。）の登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、名称及び所在地、法人名、連絡先、担う機能、事業内容等の公表を行うものとする。

4 登録事業者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じた時は、速やかに地域生活支援拠点事業所変更届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

5 登録事業者は、当該登録を廃止又は休止するときはその1月前までに、再開したときは再開後10日以内に、地域生活支援拠点事業所廃止・休止・再開届出書（様式第4号）を提出するものとする。

6 拠点事業所は、実施した事業の内容について記録し、市から当該記録の提出の求めがあった場合は、当該記録を提出するものとする。

（事前協議）

第6条 事業を実施しようとする事業者は、次に掲げる事項を事前に市と協議しなければならない。ただし、障害福祉サービス等に要する費用の算定に際し、地域生活支援拠点に関する加算を算定しない場合は、第4号から第7号までに掲げる事項を省略することができる。

- (1) 市の地域生活支援拠点の整備状況の確認及び整備促進における課題等
- (2) 実際に支援を行う場合の連携方法
- (3) 整備状況の公表に係る周知方法
- (4) 拠点コーディネーターの業務と役割、配置人数等
- (5) 拠点コーディネーターを担う人材及び加算算定事業所の確認。特に複数の事業所が相互に連携して運営する場合には、それぞれの事業所の算定回数の目安及び拠点コーディネーターの人事費等の負担割合等

- (6) 連携会議の開催方法等
- (7) 抱点関係機関との連携担当者
- (抱点事業所の登録の取消し等)

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該抱点事業所に係る登録を取り消すことができる。

- (1) 抱点事業所が第2条第2項各号に掲げるいずれの機能を有しなくなつたとき
 - (2) 抱点事業所が第5条第6項に規定する記録の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、登録事業者が不正又は著しく不当な行為をしたと市長が認めるとき
- 2 市長は前項の規定により、登録を取り消したときは、登録事業者に地域生活支援抱点事業所登録取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。
- （抱点事業の利用登録）

第8条 第3条に規定する事業を利用しようとする者（以下「登録者」という。）は、前橋市地域生活支援抱点事業利用登録届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の登録の要件は、市長が別に定める。
- （登録開始通知）

第9条 市長は、前条に規定する提出があったときは、前橋市地域生活支援抱点事業利用登録開始通知書（様式第7号）を登録者へ通知するものとする。

（抱点事業の登録の変更及び廃止）

第10条 登録者は、第7条第1項により届け出た記載事項等の変更が生じたとき又は登録を廃止しようとするときは、前橋市地域生活支援抱点事業利用登録変更（廃止）届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（登録者の情報の提供）

第11条 登録者の情報は市が管理し、第3条に規定する抱点事業を実施する抱点事業所に提供するものとする。

（登録者の前橋市日中一時支援事業（サービスステーション事業）の利用）

第12条 サービスステーション実施要綱第11条第5項の規定により、当該サービスステーションを利用している登録者は、抱点事業の利用に際し、法第5条第1項に規定する障害福祉サービスの利用が困難と認められる場合には、サービスステーションを利用することができる。

- 2 前項の利用については、サービスステーション実施要綱第10条中「100時間を限度」を「100時間を超えて利用できるもの」に読み替えることができるものとする。

ただし、事前にコーディネーター等から相談があり、事情を勘案したうえで、別途介護上限の超過について決定を受けた者であって、必要とされる範囲内で決定された時間及び期間までとする。

(遵守事項)

第13条 拠点事業所の職員又は職員であった者は、正当な理由なしに職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和3年2月4日から施行する。

この要綱は令和7年1月31日から施行する。